

改正

平成20年9月18日規則第19号

平成28年3月31日規則第20号

令和4年3月1日規則第8号

富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、条例第2条の規定による公募を行うときは、富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場での掲示又は市広報紙若しくは市ホームページへの掲載等、必要な措置を講じるものとする。

(申請)

第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 組織及び活動の状況を記載した書類
 - ア 定款、規約又はこれらに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - ウ 非法人にあつては、団体の代表者の身分を証明するもの
 - エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - カ 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始の日以降に交付されたものに限る。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (5) 財務の状況を記載した書類

ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支（損益）計算書又はこれらに類する書類

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 条例第6条に規定する選定結果の通知は、指定管理者候補者選定結果通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第7条第2項の規定により告示をしたときは、指定した団体に対し、指定管理者指定通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

(指定の取消し等の通知)

第6条 市長は、条例第10条第3項の規定により告示をしたときは、指定の取消し等を行った指定管理者に対し、指定管理者指定取消し（停止）通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第19号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月31日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1号）

指定管理者指定申請書

年 月 日

富津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

連絡先電話番号

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、条例第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設名
- 2 添付書類

第2号様式（第4条）

指定管理者候補者選定結果通知書

様

富津市長

年 月 日付けの指定管理者の指定の申請について審査した結果、指定管理者の候補者と（する・しない）こととしたので、条例第6条の規定により通知します。

記

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- 2 選定結果
- 3 選定理由

第3号様式（第5条）

指定管理者指定通知書

様

富津市長

地方自治法第244条の2第3項の規定により、下記のとおり指定管理者に指定することとしたので、条例第7条第2項の規定による告示の写しを添えて通知します。

記

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- 2 管理を行わせる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 指定の条件
- 4 その他特記事項

指定管理者指定取消し（停止）通知書

様

富津市長

地方自治法第244条の2第11項の規定により、下記のとおり指定の取消し等（指定の取消し・業務の全部停止・業務の一部停止）をしたので、条例第10条第3項の規定による告示の写しを添えて通知します。

記

- 1 指定の取消し等を行う施設の名称及び所在地
- 2 処分の内容 指定の取消し・業務の全部停止・業務の一部停止
- 3 業務の停止の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務の一部停止の場合の業務範囲
- 5 処分の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。